各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社 代表 者 名 代表 執 行 役 社長 遠 藤 隆 雄 (コード番号 4716 東証第一部) 問合 せ 先 最 高 財 務 責 任 者 (TEL. 03-6834-6666)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 29 日開催の取締役会において、定款の一部変更につき承認を求める議案を、下記のとおり平成 21 年 8 月 27 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、 実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款

変更案

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

② 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式 に係る株券を発行しないことができる。

第8条(略)

(単元未満株式の買増し)

第<u>9</u>条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含 <u>む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるとこ ろにより、その有する単元未満株式の数とあわせ て単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以 下「買増し」という。)を当会社に請求すること ができる。

第10条(略)

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(新設)

② 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同 じ。)、株券喪失登録簿 および新株予約権原簿 は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、 株主名簿、株券喪失登録簿 および新株予約権原 簿への記載または記録、単元未満株式の買取り および買増しその他株式ならびに新株予約権に 関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会 社においてはこれを取り扱わない。

第12条~第42条(略)

(新設)

第7条(現行どおり)

(削除)

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

第9条(現行どおり)

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主 名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名 簿および新株予約権原簿への記載または記録、 単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式 ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿 管理人に委託し、当会社においてはこれを取り 扱わない。

第11条~第41条(現行どおり)

(附則)

- 第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務 取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載ま たは記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱 わせ、当会社においては取り扱わない。
- 第2条 本附則前条および本条は、平成22年1月5日まで 有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除 オス